

○船舶内における医薬品販売業の許可について

(昭和四二年八月三〇日)

(薬事第一六〇号)

(各都道府県薬務主管部(局)長あて厚生省薬務局薬事課長通知)

標記について別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので、了知されたい。

.....

別紙1

(昭和四二年七月二七日 薬事第五二〇号)

(厚生省薬務局薬事課長あて兵庫県衛生部長照会)

内海航路の客船内の売店において、旅客の便宜をはかるため、船酔止め、口中清涼剤、緩和な痛み止め、緩和な胃腸薬、外傷剤等品目を限定して販売することは、薬事法第三十五条による特例販売業に該当し、取り扱わせて支障ないものと思料せられ、また、許可に際しては船籍のある都道府県知事の許可をうけるべきものと解するが、貴局の御意見を承りたく照会します。

別紙2

(昭和四二年八月三〇日 薬事第一六〇号)

(兵庫県衛生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和四十二年七月二十七日薬第五二〇号をもつて照会があつた標記について、左記のとおり回答する。

記

照会については、貴見のとおりである。